第三十九条の四十第五項第一号中「第七項において同じ。）の」を「第七項第一号において同じ。）の」に改め、同号イ中「この項及び第七項」を「この号及び第七項第一号」に改め、同条第七項中「第六十八条の十第十一項」を「第六十八条の十第十四項」に改め、同条第八項中「第六十八条の十第十二項」を「第六十八条の十第十五項」に改め、同条第九項中「第六十八条の十第一項」の下に「及び第六項」を加え、「第二項」を「同条第二項」に改める。

第三十九条の四十五第一項中「する。）」を「する。以下この項において同じ。）」に、「の機械及び装置」を「のものとし、器具及び備品にあつては一台又は一基の取得価額が千万円以上のもの」に改め、「（以下この項において「建物等」という。）」を削り、「建物等及び」を「建物及びその附属設備並びに」に、「取得価額が」を「取得価額の合計額が」に改める。

第三十九条の四十五の二第五項第一号イ中「に係る合併法人」の下に「（合併により設立したものを除く。イ及びロにおいて同じ。）」を加え、「次項及び第十四項」を「以下この条」に改め、同号に次のように加える。

ハ　適用年度において行われた合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ハにおいて「基準被合併法人」という。）の連結事業年度（当該基準被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）を当該合併により設立した合併法人の連結事業年度とみなした場合における基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む当該合併に係る被合併法人の各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

ニ　適用年度開始の日前一年以内において行われた合併により設立した合併法人　当該合併法人の当該合併の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）及び当該合併に係る被合併法人のうち当該合併の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ニにおいて「基準被合併法人」という。）の連結事業年度（当該基準被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度）を当該合併により設立した合併法人の連結事業年度とみなした場合における基準日から当該合併の日の前日までの期間内の日を含む当該合併に係る被合併法人の各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

第三十九条の四十五の二第五項第二号イ中「現物分配が」を「現物分配にあつては」に、「である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。次号イ」を「を除く。以下この号」に改め、同号ロ中「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロ及び次号ロにおいて同じ。）」を削り、同項第三号イ中「に係る分割承継法人等」を「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。イにおいて同じ。）に係る分割承継法人等（分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人を除く。イ及びロにおいて同じ。）」に改め、同号ロ中「行われた分割等」の下に「（分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には基準日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。ロにおいて同じ。）」を、「分割等の日」の下に「（当該分割等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。ロにおいて同じ。）」を、「及び」の下に「当該分割等の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）並びに」を加え、同号に次のように加える。

ハ　適用年度において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ハにおいて「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）とする。）までの各連結事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度までの事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては当該連結事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各連結事業年度とみなした場合における基準日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

ニ　適用年度開始の日前一年以内において行われた分割又は現物出資により設立した分割承継法人又は被現物出資法人　当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日から当該適用年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）及び当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人のうち当該分割又は現物出資の直前の時における資本金の額又は出資金の額が最も多いもの（ニにおいて「基準分割法人等」という。）の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の連結事業年度開始の日である場合（当該分割又は現物出資の日が当該基準分割法人等の事業年度開始の日である場合を含む。）にあつては当該分割又は現物出資の日の前日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）とする。）までの各連結事業年度（当該基準分割法人等の当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度までの事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度とし、当該分割又は現物出資の日を含む連結事業年度（当該分割又は現物出資の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）にあつては当該連結事業年度開始の日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間とする。）を当該分割承継法人又は被現物出資法人の当該分割又は現物出資の日前の各連結事業年度とみなした場合における基準日から当該分割又は現物出資の日の前日までの期間内の日を含む当該分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人の各連結事業年度（当該期間内の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）

第三十九条の四十五の二第六項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「いう」を「いい、当該適用年度終了の日において高年齢雇用者（法第六十八条の十五の二第二項第二号又は第四十二条の十二第二項第三号に規定する高年齢雇用者をいう。次項において同じ。）に該当する者を除く」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該合併に係る合併法人　次に掲げる合併法人の区分に応じそれぞれ次に定める雇用者の数

イ　当該合併に係る合併法人（当該合併により設立したものを除く。）　当該合併法人の連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数と当該合併に係る被合併法人の同日における雇用者の数とを合計した数

ロ　当該合併により設立した合併法人　当該合併に係る被合併法人の連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数を合計した数